令和２年（特わ）第８５８号　外国為替及び外国貿易法違反被告事件
令和２年（特わ）第１３２７号　外国為替及び外国貿易法違反，関税法違反被告事件
被告人　相嶋靜夫

# 勾留執行停止延長の申立書

令和２年１１月１３日

東京地方裁判所刑事１４部　御中

被告人　相嶋靜夫

弁護人　高田剛

弁護人　鄭一志

弁護人　河村尚

弁護人　瀬川慶

弁護人　小林貴樹

（弁護人河村尚の電話番号：０９０－８２０９－０７２３）

被告人は，上記外国為替及び外国貿易法違反及び関税法違反被告事件（以下「本件各被告事件」という。）について東京拘置所に勾留されていたが，令和２年１１月５日午後２時から同月２０日午後３時まで勾留執行停止中であるところ，下記の理由により勾留執行停止延長を申し立てる。

東京地方裁判所事件宿直
刑事
－2.11.13
午前後　時　分

## 第１　申立の趣旨

被告人に対する勾留執行停止を令和２年１２月１４日（月）午後３時まで延長するとの決定を求める。

## 第２　申立の理由

### １　勾留執行停止の経緯

被告人は，東京拘置所内において医師の検査を受け，令和２年１０月７日（以下，日付について月日のみを記載した場合，特段の指定がない限り，「令和２年」を指すものとする。），胃癌であると診断された。また，１０月１６日，勾留執行停止決定を得て[redacted]医院を受診し，被告人の胃癌が「進行胃癌」であり，「病期診断のため，精密検査が必要な状態であると判断する。」と診断された。これらのことから，入院治療を受けるため，１０月２７日付で勾留執行停止を申し立てた（以上，添付資料１：勾留執行停止申立書類一式）。

なお，１０月２７日付の勾留執行停止申立の際は，事前に医師より「１１月５日から治療開始できる」、「及び進行胃癌の治療であれば最低でも３週間の入院を要する」との見解を聴取していたため，勾留執行停止の期間を１１月５日から同月２０日として申立てを行った。

これに対し，貴庁より，１１月５日午後２時から同月２０日午後３時まで勾留の執行を停止する旨の決定が為された（添付資料２：勾留執行停止決定書）。

### ２　被告人に対する検査の結果及び今後の治療

上記の勾留執行停止により，被告人は１１月５日に[redacted]病院を受信し，即日入院するとともに，全身の精密検査を受けた。

その結果，肝臓への癌の転移が発見され，１１月１０日付で，「多発肝転移」のため「１ヶ月間入院での全身化学療法を要す。」と診断された（添付資料３：診断書）。

以上より，被告人に対しては，１１月１１日から本格的な治療が開始され，腫瘍出血のコントロールが不良であれば手術療法に切り替える等により入院期間が延びることもあり得るが（上記診断書），そうでなくとも，少なくとも１２月１１日中までは入院での全身化学療法が実施されることとなる。

### ３　勾留執行停止延長の相当性があること，並びに逃亡及び罪証隠滅のおそれがないこと

被告人の進行胃癌に対し治療を行う必要性があり，必要な治療期間に対し

て勾留執行停止の相当性があることは勾留執行停止申立書（添付資料１）記載のとおりである。上記のとおり，被告人には肝臓への転移までが発見されたのであるから，なおのことであって，勾留執行停止延長についても相当性が認められることは明らかである。

また，被告人は，入院期間中，抗癌剤による全身化学療法を受けることとなるところ，治療を放棄して逃亡するとは考えがたく，また抗癌剤の投与により体調悪化が避けられず安静を要する中で関係者への働きかけ等の罪証隠滅行為を行うことはあり得ないものである（なお，勾留執行停止申立書（添付資料１）記載のとおり，入院中[redacted]病院の方針により家族以外の面談はできない。）。

４　結論

以上より，申立の趣旨記載のとおり勾留執行停止の職権発動をお願いする次第である。

以上

添　付　資　料

| | | |
|---|---|---|
| １ | 勾留執行停止申立書（写し） | １通 |
| ２ | 勾留執行停止決定書（写し） | １通 |
| ３ | 診断書（写し） | １通 |

以上

弁護資料1

令和２年（特わ）第８５８号　外国為替及び外国貿易法違反被告事件
令和２年（特わ）第１３２７号　外国為替及び外国貿易法違反，関税法違反被告事件
被告人　相嶋静夫

# 勾留執行停止の申立書

令和２年１０月２７日

東京地方裁判所刑事部　御中

被告人　相嶋静夫

弁護人　高田剛

弁護人　鄭志

弁護人　河村尚

弁護人　瀬川慶

弁護人　小林貴樹

（弁護人河村尚の電話番号：０９０－[redacted]）

被告人は，上記外国為替及び外国貿易法違反及び関税法違反被告事件（以下「本件各被告事件」という。）について東京拘置所に勾留中のところ，下記の理由により勾留の執行停止を申し立てる。

第１　申立の趣旨

被告人対する勾留の執行を令和２年１１月５日（木）午後２時から令和２年１

１月２０日（金）午後３時まで停止するとの決定を求める。

第２　申立の理由

１　悪性腫瘍（進行胃癌）について治療を実施する必要性

被告人は，令和２年９月２５日（以下，日付について月日のみを記載した場合，特段の指定がない限り，「令和２年」を指すものとする。），貧血の症状を発症し，東京拘置所にて医師の診察を受けるとともに，同日輸血処置を受けた。その際，医師により，被告人に黒色便が見られることから，消化官出血が疑われると診断された（添付資料１）。

２年９月３０日，１０月１日にも輸血処置が行われている（９月２５日から１０月１日まで，合計１２００cc の輸血）。また，１０月１日に貴庁にて内視鏡検査が実施された結果，幽門部付近に大きな潰瘍が発見された。上記内視鏡検査の際に検体を採取して病理検査を行った結果，当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断され，２年１０月７日，被告人にその旨が告知された（添付資料２）。

その後，２年１０月９日付で貴庁により被告人について勾留執行停止決定が為され（添付資料５），これに基づき１０月１６日に[redacted]医院において診察を受けたところ，被告人の悪性腫瘍が「進行胃癌」であり，「病期診断のため，精密検査が必要な状態であると判断する。」と診断された（添付資料６）。

悪性腫瘍の治療において初期治療がその後の生存率にとって極めて重要であることは周知の事実であり，悪性腫瘍のステージ，原発性か転移性か（すなわち，胃にて悪性腫瘍が発生したのか，それとも別の部位に悪性腫瘍があってそこから胃に転移したのか），及び，原発性であるとして他の部位に転移していないかどうか等について，至急全身を検査しこれらの点を確認する必要がある。被告人の悪性腫瘍は上記のとおり進行性のものであり，刻一刻と病期が進行しているものであるから，なおのことである。

また，被告人は満７１歳と高齢で，以前に右大腿部の脂肪肉腫による手術を受けており，その他高血圧症，糖尿病等の既往症もある上に，２年３月１１日から現在まで約７ヶ月間もの長期にわたる身体拘束の負担を受けている。その上さらに胃の悪性腫瘍によって２年９月２５日，９月３０日及び１０月１日に合計１２００cc の輸血を必要とする程の出血が生じており，心身ともに限界であって，いつ命に関わる事態になってもおかしくない状態である。

このことからも至急検査を実施し治療を開始する必要があることは明白である。

2　検査及び治療の予定

(1)　被告人が勾留執行停止決定を得て１０月１６日に[redacted]医院を受診した際，診察を受けることはできたものの，担当医師より，[redacted]医院では勾留執行停止状態の患者を受け入れることはできないと回答され，精密検査を受けることができず，治療を開始する見込もなかった（資料６）。

そのため，検査及び治療を実施すべく１０月１９日付で保釈を請求したが（資料７），１０月２１日付で貴庁より却下決定が為された（資料８）。

(2)　その際，保釈求意見に対する検察官の意見（１０月２０日付。資料９）では，被告人の治療については在所条件を自宅ないし医療機関として勾留執行停止をすることで対応できる旨が述べられた。

また，１０月２１日，弁護人は，上記却下決定を為した牧野賢裁判官と電話面接した。その際，同裁判官からも，医療機関から必要な治療期間を聴取した上で，在所条件を自宅ないし医療機関として当該治療期間について勾留執行停止をすることによって対応可能であるから，保釈を認めることは難しい旨が回答された。

(3)　以上を受け，弁護人と被告人の親族にて，勾留執行停止状態の患者を受け入れてくれる医療機関を探すこととした。

この点について，検察官からの上記意見によると，１０月２０日，[redacted]医院の医師が，事前調整をすれば勾留執行停止状態の患者を受け入れられると述べていたとのことであった（資料9）。

しかし，１０月２１日，被告人は東京拘置所医務課所属の医師の診察を受けたところ，同医師によると，[redacted]医院から東京拘置所に対し，被告人の引受を断る旨の連絡があったとのことであった（資料１０）。

(4)　そのため，弁護人と被告人の親族は，早急に治療を開始できるよう，事前に交渉可能で，かつ近い時期に受入可能な医療機関を探したところ，[redacted]病院（資料３）であれば，１１月６日に受入可能であることが判明した。

さらに，被告人の子である相嶋[redacted]から同院消化器内科[redacted]医師に検査・治療の見込を確認したところ，進行胃癌であり貧血症状が出ている被告人については初診後そのまま入院となる可能性があり，入院期間は２週間程度必要となるとのことであった（資料１１）。

１１月６日に予定されている診察及び検査のスケジュールは以下のとおりである。

【スケジュール】
9:00　　受付

10:00　診察・採血
11:00　上部消化管内視鏡検査　検査時間 30 分程度　麻酔からの覚醒に１時間程度を見込む
13:00　診察，診断結果の説明　診断結果に基づき下記検査を実施
14:00～　レントゲン，CT 検査，心電図検査

上記のとおり，遅くとも診察・採血を行う午前１０時までには[redacted]病院に到着する必要がある。

もっとも，被告人は体調の悪化により拘置所内の移動に車椅子を使用する状態であるため，当日は，東京拘置所から[redacted]病院まで自動車にて移動することを予定しているところ，その移動には通常の交通状態で５５分から１時間２５分を要する（資料１２）。そのため，交通状況の不確定性を考慮すると，遅くとも午前８時には東京拘置所を出発する必要がある。

しかし，東京拘置所において勾留執行停止に伴う身柄の解放に対応できる時間は，原則として午前９時以降であるため，上記の移動時間からすると，診察及び検査の当日である１１月６日に拘留執行停止を得て検査を受けることは困難である。

そのため，前日である１１月５日を始期として勾留執行停止を得る必要がある。

その場合，被告人は，１１月５日に自宅に戻り，翌１１月６日の早朝に自宅を出発して[redacted]病院にて診察を受ける予定である。

また，自動車で移動すると，東京拘置所から被告人の自宅（静岡県[redacted]）までは２時間２０分から３時間程度を要する（資料１７）。また，被告人の自宅から[redacted]病院までは１時間５０分から２時間３０分程度を要するため（資料１８），１１月６日の午前７時頃には自宅を出発することとなる。

被告人の体調，長時間の移動による負担及び１１月６日の早朝に自宅を出発すること考慮し，勾留執行停止の始期は，被告人が自宅に到着する時間が夜間に至らない時間とする必要がある。

以上から，勾留執行停止の始期を１１月５日（木）午後２時から，終期を１１月２０日（金）午後３時まで（診察・検査を開始する１１月６日の２週間後）として，勾留執行停止決定を求める次第である。

## 3　勾留の執行停止の相当性

刑事訴訟法第９５条所定の「適当と認めるとき」とは，勾留の執行を停止する緊急かつ切実な必要性がある場合をいうと解されるところ，上記のとおり，被告

人には進行胃癌の検査及び治療を受ける緊急の必要性が認められる。

悪性腫瘍，特に進行性のものについて，その治療は一刻を争うものであるとともに，かつ満７１歳と高齢で，心身ともに衰弱している被告人にとっては現実に生命の危険が生じており，まさに命がかかっているのであるから，その切実さは極めて強いものである。

4　逃亡及び罪証隠滅のおそれがないこと

(1)　被告人は，あくまで[redacted]病院において治療を受けるのに必要な間に限り勾留の執行停止を求めるものである。

被告人は，勾留の執行停止期間中，裁判所の指定する条件を遵守し，本件各被告事件に関係する者とは一切接触しないことを誓約している（資料１３）。

弁護人としても，被告人に対し勾留の執行停止の趣旨等を十分に説明し，事件関係者と接触しないことを含め裁判所の指定する条件を厳に遵守するよう約束させるものある。

被告人の妻である相嶋[redacted]も，執行停止の期間中，被告人に付き添って裁判所の指定する条件を遵守するよう監督することを誓約している（資料１４。なお，入院期間中に常時付き添いはできないものの，後述（３）記載のとおり，その際にも罪証隠滅のおそれはない。）。

このように親族の協力を得て病院での診察を行うものであり，そのような状況下，診察に乗じて逃亡を図ることなど到底考えられない。

(2)　また，被告人には胃の悪性腫瘍によって２年９月２５日，９月３０日及び１０月１日に合計１２００cc の輸血を必要とする程の出血が生じており，現在は，下痢が止まらず水様便を漏らしてしまう，腹痛が常時おさまらない，体重が７４kgから６０kg程度に減少し，少し動いたり，上を向いただけで目眩がするため拘置所内での移動はすべて車椅子で行っているという状態である（資料１５）。

このように心身ともに限界の状態である被告人が，逃亡したり，関係者に働きかけを行う等の罪証隠滅行為をすることは，おおよそあり得ない。

(3)　さらに，被告人が入院する予定である[redacted]病院では，新型コロナウイルス感染症による院内感染防止のため，原則として面会が制限されている（資料１１）。具体的には，多床室の場合面会はできず，個室であっても家族のみ６０分以内でしか認められない（資料１６）。

また，被告人は，勾留執行停止期間中，携帯電話及びパソコンその他の通信機器を使用せず，当然病室にもこれらの通信機器を持ち込まない。

このような状況において，被告人が関係者に働きかけを行う等の罪証隠滅行為に及ぶことは不可能である。

(4)　以上に加え，被告人には進行胃癌が発見され治療の必要があるところ，仮に逃亡したり，罪証隠滅行為を行って勾留執行停止が取り消されたとすると，被告人としては十分な治療が受けられず命を失う危機に瀕するものであって，自らの命を投げ出してまで逃亡や罪証隠滅行為を行うことなどあり得ないことは明白である。

4　結論

以上より，申立の趣旨記載のとおり勾留執行停止の職権発動をお願いする次第である。

以上

添　付　資　料

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 電話聴取報告書（令和２年９月２９日付） | １通 |
| 2 | 電話聴取報告書（令和２年１０月７日付） | １通 |
| 3 | [redacted]病院のホームページ（所在等） | １通 |
| 4 | 勾留執行停止決定書 | １通 |
| 5 | 診断書 | １通 |
| 6 | 受診に関する報告書（令和２年１０月８日付） | １通 |
| 7 | 保釈請求書（令和２年１０月１９日付） | １通 |
| 8 | 決定書（令和２年１０月２１日付） | １通 |
| 9 | 保釈求意見書（令和２年１０月２０日付） | １通 |
| 10 | 受診に関する報告書（令和２年１０月２１日付） | １通 |
| 11 | 聴取報告書（令和２年１０月２６日付） | １通 |
| 12 | Google マップ | １通 |
| 13 | 誓約書（被告人） | １通 |
| 14 | 身元引受書（相嶋[redacted] | １通 |
| 15 | 接見報告書（令和２年１０月２７日付） | １通 |
| 16 | [redacted]病院のホームページ（面会制限） | １通 |
| 17 | Google マップ | １通 |
| 18 | Google マップ | １通 |

以上

~~資料8~~

資料1

令和２年特（わ）第８５８号　令和２年３月３１日公訴提起

令和２年特（わ）第１３２７号　令和２年６月１５日公訴提起

被告人　相　嶋　静　夫

# 電話聴取報告書

令和２年９月２９日

東京地方裁判所刑事部　御中

弁護人　河村　尚

弁護人河村尚は、下記被聴取者から、頭書事件につき東京拘置所に留置されている被告人相嶋静夫に関し、以下のとおり電話にて聴取したので、これを報告する。

１　聴取状況

聴取日時　　令和２年９月２９日　午後５時頃から１０分程度

聴取者　　弁護人　河　村　尚

被聴取者　　東京拘置所　外部交通区長 [redacted] (TEL:03-[redacted])

２　聴取内容の要旨

東京拘置所に留置されている相嶋静夫は、令和２年９月２５日、貧血の症状を訴え、東京拘置所に常駐する医師の診察を受けた上で、同医師及び准看護師により輸血処置が施された。

以上

~~資料6~~

資料2

令和２年特（わ）第８５８号　令和２年３月３１日公訴提起

令和２年特（わ）第１３２７号　令和２年６月１５日公訴提起

被告人　相嶋　静夫

# 電話聴取報告書

令和２年１０月７日

東京地方裁判所刑事部　御中

弁護人　河村　尚

弁護人河村尚は、下記被聴取者から、頭書事件につき東京拘置所に留置されている被告人相嶋静夫に関し、以下のとおり電話にて聴取したので、これを報告する。

１　聴取状況

聴取日時　　令和２年１０月７日　午後１６時２０頃から１０分程度

聴取者　　弁護人　河　村　尚

被聴取者　　東京拘置所　外部交通区長 [redacted] （TEL:03-[redacted]）

２　聴取内容の要旨

東京拘置所に留置されている相嶋静夫は、同拘置所内の医師により胃に悪性腫瘍が認められると診断され、令和２年１０月７日、その旨が本人に告知された。

以上

[redacted]

資　料３

# 交通アクセス

ACCESS

[redacted]

資料4

①令和２年特(わ)第８５８号　令和２年３月３１日公訴提起　同月１３日勾留
②令和２年特(わ)第１３２７号　令和２年６月１５日公訴提起　同年５月２８日勾留
（刑事第１３部係属）

# 勾留執行停止決定

被告人　相嶋　静夫
昭和２３年１１月３０日生

被告人に対する①②外国為替及び外国貿易法違反被告事件について，令和２年１０月８日，主任弁護人小林貴樹，弁護人高田剛，同鄭一志，同河村尚及び同瀬川慶から勾留執行停止の申立てがあったので，検察官の意見を聴いた上，令和２年１０月１６日午前８時から同日午後４時まで勾留の執行を停止する。

釈放後は，次の指定条件を忠実に守らなければならない。これに違反したときは本決定を取り消されることがある。

指　定　条　件

1　被告人は，[redacted]医院（東京都[redacted]）に在所しなければならない。

2　逃げ隠れしたり，証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。

3　召喚を受けたときは，必ず定められた日時に出頭しなければならない（出頭できない正当な理由があるときは，前もって，その理由を明らかにして，届け出なければならない。）。

4　被告人は，本件事件関係者に対し，面接，通信，電話等による一切の接触をしてはならない。

5　被告人は，刑事収容施設からの往復に際しては，弁護人河村尚が同道することを拒否してはならない。

6　被告人は，勾留執行停止期間中，上記５記載の弁護人及び被告人の妻である相嶋[redacted]の監督に従わなければならない。

令和２年１０月９日
東京地方裁判所刑事第１４部

裁判官　岡田佳子

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官　齋藤政之

資料5

# 診　断　書

氏　名　相嶋　静夫　殿

昭和 23 年[redacted]　生

診 断 名　進行胃癌

東京拘置所医務部病院からの診療情報提供書から上記診断が考えられる。
病期診断のため、精密検査が必要な状態であると判断する。

上記の通り診断します

令和 02 年 10 月 16 日

[redacted]

消化器内科　　医師 [redacted]

（注）[redacted]公印の捺印有無をお確かめ下さい。

[redacted]

~~資料14~~

資　料６

令和２年特（わ）第８５８号　令和２年３月３１日公訴提起

令和２年特（わ）第１３２７号　令和２年６月１５日公訴提起

被告人　相　嶋　靜　夫

# 受診に関する報告書

令和２年１０月１９日

東京地方裁判所刑事部　御中

弁護人　河村　尚

令和２年１０月１６日，被告人は勾留執行停止決定を得て，当職も同席の上で[redacted]医院（東京都[redacted]，電話番号０３－[redacted]の消化器内科にて診察を受けました。

その際，同病院消化器内科[redacted]医師に対し，被告人及び当職から，精密検査及び今後の治療の実施を求めましたが，同医師から，勾留執行停止状態の患者を受け入れることはできない旨が回答され，また同日精密検査を受けることもできませんでした。

さらに当職から，必要となる検査内容及びそれに要する期間を知らせてもらえれば，必要な期間について勾留執行停止決定を受けた上で，事前に同病院に連絡して来院する旨を説明しましたが，同医師から，患者の健康状態によって実施できる検査の内容及びそれに要する期間は変動するため，検査内容及び期間を事前に確定することはできない旨の回答があり，また，いずれにせよ勾留執行停止状態の患者を受け入れることはできない旨の回答がありました。

その後，被告人の親族及び当職において，勾留執行停止状態の患者を受け入れることができる医療機関を探していますが，受け入れ可能な医療機関は見つかっておりません。

以上

資料7

① 令和２年特（わ）第８５８号　令和２年３月３１日公訴提起

② 令和２年特（わ）第１３２７号　令和２年６月１５日公訴提起

被告人　相嶋静夫

# 保釈請求書

令和２年１０月１９日

東京地方裁判所　刑事１４部　御中

被告人　相嶋静夫

弁護人　高田剛

弁護人　鄭一志

弁護人　河村尚

弁護人　瀬川慶

弁護人　小林貴樹

上記被告人は，頭書２件の被告事件（以下，令和２年（特わ）第８５８号を「先行事件」，令和２年（特わ）第１３２７号を「後行事件」，両事件を合わせて「本件各被告事件」という。）につき勾留されているものであるが，下記のとおり本件

各被告事件について保釈を請求する。

第１　被告人には必要的保釈が認められること

１　本件の概要について

(1)　本件は，被告人が顧問を務めていた大川原化工機株式会社（以下「被告会社」という。）において，被告人及び相被告人（大川原正明，島田順司）の３名が，共謀の上，外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）の定めによりその輸出に経済産業大臣の許可が必要な噴霧乾燥器を，経済産業大臣の許可を得ずに輸出したことを公訴事実とするものである。

(2)　すなわち，「噴霧乾燥器」という装置（粉末ミルクや，粉末状の薬などの粉体製品を製造する装置）は，一定の客観的性能を備えたものについては，生物兵器（細菌兵器）の製造に転用し得るため，外為法によりその輸出に経済産業大臣の許可が必要とされている（外為法４８条第１項）。

どのような客観的性能を備えたものが規制対象となるかは，政省令（輸出貿易管理令別表第一の三の二，輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第２条の２第２項第５の２）において，以下のとおり具体的な要件（以下「本件要件」という。）が定められている。

イ　水分蒸発量が一時間あたり０．４キログラム以上４００キログラム以下のもの

ロ　平均粒子径１０マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径１０マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの

ハ　定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

(3)　被告会社は，同社が製造した「噴霧乾燥器」（以下「本件噴霧乾燥器」という。）を，起訴状記載の日に，中国及び韓国にそれぞれ輸出した。

その際，被告人ら，当該輸出の際に経済産業大臣の許可を得ておらず，その点

に争いはない。

被告人らは，本件噴霧乾燥器は客観的に本件要件ハに該当しないため，輸出許可は不要であると主張して，犯罪の成立を争っているものである。

このように本件は，本件噴霧乾燥器が外為法上の規制要件ハを満たすだけの性能を客観的に有しているのか否かが最大の争点の事件である。

2　公判前整理手続の進行状況

(1)　公判前整理手続において，検察官は，本件噴霧乾燥器の客観的性能について以下のとおり記載されている証明予定事実記載書２を提出した（資料１，第４「３貨物等省令３要件ハについて」イ，第５「３　貨物等省令３要件ハについて」イ）。

・「ＲＬ－５と同型機を使用し……空焚き状態（乾熱）にし，稼働時の内部温度を計測する実験を行ったところ，摂氏１１０度以上を約５時間，摂氏９０度以上を約６時間３０分，最高で接し１１７度以上を約３時間維持できることが確認された。」

・「Ｌ８－ｉと同型機を使用し……空焚き状態（乾熱）にし，稼働時の内部温度を計測する実験を行ったところ，最低温度箇所において，摂氏１１０度以上を約３時間３０分維持できることが確認された。」

「ＲＬ－５」及び「Ｌ８－ｉ」とは，本件噴霧乾燥器と同型機であることを示す型番である。また，検察官が主張する最低温度箇所は，検察官請求証拠の内容からすると，「ＲＬ－５」についてはバグフィルタ下部，「Ｌ８－ｉ」においては排風機後ろのダクトという部位であると解される（甲９，甲４３）。

検察官は，これらの部位が上記の温度となることから，本件要件ハに該当すると主張しているものと考えられる。

(2)　しかし，弁護人の立会のもと，被告会社にて，本件噴霧乾燥器と同型機を使用し，上記検察官請求証拠（甲９，甲４３）にかかる実験と同様の条件にて，同

実験では測定されていなかった箇所の温度を測定したところ，「ＲＬ－５」については乾燥室測定口をはじめ複数の部位で摂氏３３．８度～５３．０度，「Ｌ８－ｉ」においては乾燥室測定口という部位で摂氏５９．２度までしか温度が上がらないことが確認された（資料２，資料３）。

なお，資料２及び資料３は，令和２年１０月１９日（以下，日付について月日のみを記載した場合，特段の指定がない限り，「令和２年」を指すものとする。）付けで，弁護人請求証拠としていずれも証拠調請求済みである。）。

(3) 検察官が最低何度まで温度が上がれば本件要件ハに該当すると主張しているのか，資料１からは必ずしも明確ではないが，弁護人及び被告人としては，少なくとも資料２及び資料３の結果からすると，本件噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するものではないと確信している。

今後，公判前整理手続，ひいては公判手続において，両当事者の実験結果を精査し，必要に応じて検証ないし鑑定を行って本件噴霧乾燥器の客観的性能を明らかにするとともに，本件要件ハの法的解釈（どのような客観的性能があれば「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当するのか）についても両当事者の主張を明確にし，本件噴霧乾燥器が同要件に該当するか否かが争われることになると考えられる。

(4) また，本件におけるその他の争点及び証拠についても，弁護人が８月１４日付けで「予定主張記載書面」（資料４）及び「証拠意見書」（資料５）を裁判所及び検察官に提出したことで，すでに明らかとなっている。

すなわち，本件の争点は，形式的に見れば，法令解釈及び本件噴霧乾燥器の性能と，被告人らの故意及び共謀であるが，故意については，予定主張記載書面からも明らかなように，被告人らはいずれも，許可を取らずに輸出することの認識や本件噴霧乾燥器の性能に対する事実認識を争うものではない。共謀についても，事実と異なる謀議行為の過程こそ争うものの，最終的に被告人らにおいて許可が不要である旨の認識が一致していたことは争っていない。

したがって，本件の最大の争点は，本件要件の解釈含む客観的構成要件該当性

であって，この点が最も中心的な争点となり，その他故意及び共謀については，当事者間の争いは大きいものではなく，重要度も低いものである。

3　本件噴霧乾燥器の客観的性能に関して罪証隠滅があり得ないこと

本件において，客観的構成要件該当性，すなわち本件噴霧乾燥器の客観的性能についての罪証隠滅はあり得ない。

本件噴霧乾燥器の客観的性能は，本件噴霧乾燥器と同型の機器を用いた実験等で客観的に明らかとなるものである。現に，本件噴霧乾燥器の性能について，捜査機関は実験等による証拠収集を行っており，検察官もかかる証拠による立証を予定しているし（資料６（甲８及び甲９参照），資料７（甲４３参照）），最終的には検証ないし鑑定が実施され，客観的性能が明らかになるものと考えられる。

この点について被告人が相被告人や被告会社の従業員その他の関係者に対して働きかけることは全く実効性がない。なぜなら，被告人らや被告会社従業員らが何と言おうが，実験等により明らかになる，機械の性能という客観的事実を曲げることは不可能だからである。

よって，本件噴霧乾燥器の客観的性能に関する罪証隠滅の可能性は皆無である。

4　故意ないし共謀に関しても罪証隠滅のおそれがあるとは言えないこと

(1)　罪証隠滅行為に及ぶ必要性・実効性がないこと

既述のとおり，本件の最も重要な争点は客観的構成要件該当性であり，故意及び共謀については，そもそも当事者間の争いは大きいものではないし，争点としての重要度も低いものである。

さらに，相被告人らの供述も被告会社従業員らの供述は，被告人の主張と特段齟齬があるわけではないことも併せ考慮すると，罪証隠滅行為に及ぶ必要性は極めて乏しい。

そもそも，故意ないし共謀を推認させる間接事実として検察官が主張する経産省関係者らとの折衝については，被告人らは折衝があったこと自体は争っていないばかりか，メールや会議録等の客観証拠が残っており，これらを今から消滅させることは不可能である。仮に，相被告人ないし会社従業員に働きかけてこれら明確に残っている客観証拠に反する供述をさせたとしても，客観証拠に反する供述に信用性が認められるとは通常考えがたく，罪証隠滅の実効性がないし，当然被告人がそのような無意味な働きかけを行うおそれもない。

5　被告人が罪証隠滅に及ぶことができないこと

(1)　後述のとおり，被告人は，９月２３日から体調が急変し，その後，消化管出血により９月２５日から１０月１日まで３回に分けて１２００ccもの輸血を受ける程に体調が悪化し（資料８），１０月７日に東京拘置所の医師から胃癌である旨が診断され（資料９），１０月１６日には[redacted]医院の医師から同胃癌が「進行胃癌」である旨が診断された（資料１０）。

さらに，この点も後述するとおり，被告人は，身体拘束下において，胃癌であることが発覚した後，十分な治療を受けられていないどころか，未だ検査さえ実施されていない。

体重も急激に減少し，輸血後も体調の悪化が快復しない状態である。

(2)　このように進行胃癌という重大な疾病に罹患し，体調も極めて悪化している状態にある被告人が，社会内において関係者に接触すること自体があり得ない。

また，重病にかかっているにもかかわらず身体拘束下で治療を受けられず，生命の危険に瀕している被告人が，保釈された後に罪証隠滅を行うということは，身体拘束されて治療を受けられない状況に戻り，再度生命の危機に自らを追いやることを意味する。既に被告会社を退職している被告人が命をなげうってまでそのような愚行に及ぶとは考えられず，保釈条件に従い治療に専念することは明らかである。

なお，被告人の容態が回復した後にも罪証隠滅があり得ないことは上述のとお

りである上，以下に述べるとおり，そのおそれがないことを担保する手段も十分にある。

6　保釈条件について

以上のとおり，本件において罪証隠滅のおそれを基礎づける具体的な事情はないといえるが，被告人は，罪証隠滅をしないことをより確実にするため，以下の対処を行うとともに，それを担保するために相当な保証金を納付する予定である。

① [redacted]所在の自宅に居住し，医療機関に緊急入院する場合を除き，裁判所の許可なく外泊，旅行及び転居をしない。医療機関に緊急入院した場合も，医療機関名及びその所在地を，遅滞なく弁護人を通して裁判所に報告する。

② 被告会社の顧問に再就任せず（既述のとおり，被告会社と被告人との間の顧問契約は３月３１日に期間満了により終了している。），その他被告会社に一切関与しない。

③ 共犯者とされている大川原正明及び島田順司並びに被告会社の役員及び従業員その他事件関係者とは一切会わず，弁護人を介することなく架電，メール及び手紙その他いかなる方法でも接触しない。

④ 相被告人の居宅及び被告会社本社その他被告会社関係施設に行かない。

⑤ 通話，メール及びインターネットの使用履歴を，必要に応じて，弁護人を通して裁判所に報告する。

⑥ 上記①～⑤を確実に実施するため，同居の妻である相[redacted]が身元引受人として監視監督する。

このような保釈条件を付せば，被告人が被告会社に赴き会社従業員と接触することも，電話やメール等の手段によって接触することもなく，また，被告会社所

在地と被告人の住所とは十分に離れており被告会社従業員と偶然に接触することもないから，これらの者と口裏合わせを行うことはない。そして，被告人の住居から被告会社に移動するには相当程度時間がかかるから，重病である被告人が監督者である妻に隠れてこれを行うことは困難であるし，電話やメール等についても，受信者側のサーバーや通信会社には記録が残り，これを隠滅することは不可能であるから，再度の身柄拘束や保証金の没取といった制裁のリスク（特に，進行胃癌に罹患している被告にとって再度の身体拘束は，極めて強い，致命的ともいえる制裁である。）と相まって，上記条件は接触禁止を担保するのに十分である。

さらに，相被告人らもほぼ同一の保釈条件を付せば，相被告人らと接触することもない。すなわち，相被告人の住居に赴くことや電話・メール等による接触も無いし，相被告人大川原の住居は神奈川県[redacted]，同島田の住居は神奈川県[redacted]であるから，例え偶然であっても同人らが顔を合わせる可能性はない。そして電話やメール等による接触がなされれば記録が残ることは上記と同様である。したがって，相被告人との接触禁止についても，相被告人にも同様の保釈条件を付すことで，特に進行胃癌に罹患している被告人にとって，再度の身柄拘束や保証金の没取といった制裁のリスクと相まって上記保釈条件で十分に担保できる。

7　結論

以上のとおり，被告人に「罪証隠滅をすると疑うに足りる相当な理由」は認められず，刑訴法８９条４号に該当しないから，必要的保釈が認められるものである。

第２　万が一，必要的保釈が認められないとしても，職権による保釈がなされるべきであること

1　はじめに

被告人は，以下のとおり体調が急激に悪化している上に，進行胃癌と診断され

ており，上記のとおり，罪証隠滅の恐れが極めて小さいこと及び保釈条件を付すことを踏まえれば，職権による保釈（同法第９０条）が早急に認められるべきである。

2　被告人の病状等

(1)　被告人は，９月２５日，貧血の症状を発症し，東京拘置所にて医師の診察を受けるとともに，同日輸血処置を受けた（資料８）。その際，医師により，被告人に黒色便が見られることから，消化官出血が疑われると診断された。

さらに，９月３０日，１０月１日にも輸血処置が行われている（９月２５日から１０月１日まで，合計１２００ccの輸血）。

また，１０月１日に東京拘置所にて内視鏡検査が実施された結果，幽門部付近に大きな潰瘍が発見され，内視鏡検査の際に検体を採取して病理検査を行った結果，当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断され，１０月７日，被告人にその旨が告知された(資料9)。

その後，１０月１６日，被告人は勾留執行停止決定を得て[redacted]医院を受診したところ，同院消化器内科[redacted]医師より「進行胃癌」であり「病期診断のため，精密検査が必要な状態であると判断する。」と診断された（資料１０）。

(2)　癌の治療及び治療後の生存率にとって，初期治療が極めて重要であることは明白であり，癌のステージ，原発性か転移性か（すなわち，胃のみに癌があるのか，それとも別の部位に癌があってそこから胃に転移したのか），及び，原発性であるとして他の部位に転移していないかどうか等について，全身を検査しこれらの点を診断した上で治療プランを立て，早急に治療を開始する必要がある。

特に，被告人は進行胃癌であり，刻一刻と胃癌が進行していることから，至急の検査及び治療が必須であることは明らかである。

(3)　さらに，被告人は満７１歳と高齢で，以前に右大腿部の脂肪肉腫による手術を受け，その他高血圧症，糖尿病等の既往症もある。また，３月１１日から現在

まで約７ヶ月間もの長期にわたる身体拘束の負担を受け，体力が極めて低下している。

その上に，進行胃癌によって９月２５日，９月３０日及び１０月１日に合計１２００ccの輸血を必要とする程の出血が生じ，心身ともに限界であって，いつ命に関わる事態になってもおかしくない状態である。

このことからも，至急検査および治療を開始する必要があることは明らかである。

3　被告人に対する検査及び治療状況

(1)　既述のとおり，被告人は，９月２３日に体調が悪化し，１０月１日に東京拘置所にて内視鏡検査及び病理検査を行って胃癌であると診断され，１０月７日，被告人にその旨が告知された。

通常であれば，即日入院してＭＲＩ検査やＣＴ検査等の精密検査を行い，癌のステージや転移の有無を確認する必要がある。その上で，早急に治療プランを立て，抗癌剤の投与や，手術日の設定及び手術の実施が行われなければならない。

そのため，弁護人から東京拘置所所長宛に内容証明郵便を送付し，至急検査及び治療を開始するよう再三にわたり申入れをした（資料１１～１３）。

しかし，１０月７日から約２週間が経過した１０月１９日時点でも，東京拘置所において，治療はおろか精密検査すら実施されていない。

被告人は，１０月１日以降，固形物が食べられず液体状の栄養剤（ラコール）しか摂取できない状態であって，一切の検査及び治療を受けられないまま，ただただ衰弱していっている状況である。

(2)　また，既述のとおり，１０月１６日，被告人は勾留執行停止決定を得て[redacted]医院を受診した。その際，担当医師より，東京拘置所の医師が発行した診療情報提供書の内容から，進行胃癌である旨の診断を受けることはできたものの，[redacted]医院では，勾留執行停止状態の患者を受け入れることはできないと回答され，精密検査を受けることができず，治療を開

始する見込もない（資料１４）。

その他，被告人の親族及び弁護人において，勾留執行停止状態の患者を受け入れることができる医療機関を探しているが，受け入れ可能な医療機関は一向に見つかっていない（資料１４）。

(3) 以上から，身体拘束下においては，東京拘置所における検査及び治療を行うことも，勾留執行停止決定を得て外部の医療機関にて検査及び治療を行うことも，全く見通しが立たずもはや期待できない状況である。

4 結論

以上のとおり，被告人の病状等からすると，至急検査および治療を開始する必要があることは明らかであるにもかかわらず，身体拘束下においてこれらを行う見通しが立たない。

被告人の進行胃癌は刻一刻と進行しているのであり，こうしている間にも被告人の生命の危険が増大しているものであるから，今後も勾留を継続することなど絶対に認められてはならない。

被告人としては，保釈が認められれば，自宅から直近の癌専門医療機関である[redacted]（静岡県[redacted]）にて診察を受け，検査及び治療を開始する予定である。

被告人の体調が急激に悪化している上に，進行胃癌と診断されており，上記のとおり，罪証隠滅の恐れが極めて小さいこと及び保釈条件を付すことを踏まえれば，早急に職権保釈を認め，被告人の治療を開始させるべきである。

第３ 結語

以上より，被告人の保釈を直ちに許可されたい。

添付書類

１．誓約書 １通

2．身元引受書（被告人の妻）　　1通

3．身分証明書（被告人の妻）　　1通

以上

資料8

① 令和２年特(わ)第８５８号 令和２年３月３１日公訴提起
② 令和２年特(わ)第１３２７号 令和２年６月１５日公訴提起

# 保釈請求却下決定

被告人　　相　嶋　静　夫
昭和２３年１１月３０日生

被告人に対する①②外国為替及び外国貿易法違反被告事件について，令和２年１０月１９日主任弁護人小林貴樹，弁護人高田剛，同鄭一志，同河村尚，同瀬川慶から保釈の請求があったので，当裁判所は，検察官の意見を聴いた上，それぞれ刑事訴訟法８９条４号の場合に該当し，かつ，裁量で保釈することも適当でないと認めて，これらを却下する。

令和２年１０月２１日

東京地方裁判所刑事第１４部（１３）

裁判官　牧　野　賢

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官　木村　ひとみ

資料9

受理番号　71678
刑事第１３部係属

①令和2年特(わ)第858号　令和2年3月31日公訴提起
②令和2年特(わ)第1327号　令和2年6月15日公訴提起

令和２年10月20日

# 保　釈　求　意　見

被告人　相嶋靜夫

257

東京地方検察庁
検察官　殿

東京地方裁判所刑事第１４部
裁判所書記官　鈴　木　暁　子

被告人に対する外国為替及び外国貿易法違反被告事件について，別添のとおり主任弁護人小林貴樹，弁護人高田剛，同鄭一志，同河村尚，同瀬川慶から保釈の請求があったので，裁判官の命により，意見を求める。
なお，不相当とするときは，具体的な理由を添えられたい。

# 意　見

令和２年10月20日

東京地方裁判所刑事第１４部　御中

東京地方検察庁
検察官検事　加藤和宏

内線（[redacted]）

相　当

上記保釈の請求は，不相当と思料する。
然るべく

理　由

別紙のとおり。

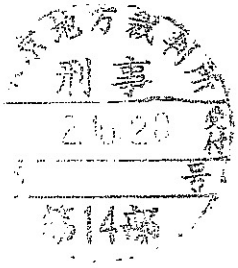

別　紙

1　本件事案の概要等

本件は，被告会社において，規制対象となる噴霧乾燥器の仕様について定める輸出貿易管理令別表第１及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）２条の２第２項５の２の

イ　水分蒸発量が１時間当たり０．４キログラム以上４００キログラム以下のもの

ロ　平均粒子径１０マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径１０マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの

ハ　定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

という３要件（以下「貨物等省令３要件」という）に該当する仕様の噴霧乾燥器について，被告人が共犯者らと共謀の上，同要件に該当しない旨虚偽の税関申告をして経済産業大臣の許可を受けずに，中国及び韓国に輸出した事案である。

2　**前回被告人の保釈請求が却下されれた後，弁護人及び被告人の主張，検察官請求証拠に対する意見には何ら変更はなく，被告人に，刑事訴訟法８９条４号に該当する事由があることにも何ら変わりがないこと等**

(1)　被告人の捜査段階の供述状況及び弁護人の予定主張における主張等に鑑みれば，本件の主要争点は，本件噴霧乾燥器の客観的性能と被告人らの認識及び共謀の成否等である。

(2)　噴霧乾燥器については，平成２５年の改正により新たに規制の対象となったものであるところ，被告会社は，噴霧乾燥器のリーディングカンパニーとして，同改正の過程で経済産業省による調査を受け，貨物等省令３要件について，自社の噴霧乾燥器が規制の対象とならないように，規定文言や要件の緩和に関する要望を行うなどしていた事実が認められる。

このような規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等は，要件該当性に対する被告人らの認識の有無・程度を裏付ける重要事実となり，これらの経緯への被告人の関与，被告会社内での協議状況等については，電子メールや会議録などの客観証拠のほか，経済産業省関係者及び共犯者を含む被告会社関係者の供述等により立証することとなる。

しかるに，弁護人は，本件噴霧乾燥器の客観的性能に関する各種報告書や，

専門家，協力会社従業員，通関士の供述調書等をはじめ，経済産業省関係者及び共犯者を含む被告会社関係者の供述調書等をことごとく不同意としている。

なお，前回被告人の保釈請求が却下された後も，弁護人及び被告人の主張，検察官請求証拠に対する意見には何ら変更はない。

(3) 被告人らが本件により処罰されることとなれば，被告会社の経営にも重大な影響を及ぼす可能性があるところ，被告人及び共犯者の供述態度や被告会社関係者の供述状況等に照らすと，被告人に保釈を許せば，自己の刑事責任を免れるため，共犯者や被告会社従業員ら関係者と口裏合わせを行い，被告人に不利な供述を撤回して有利な供述をするよう慫慂するなどの罪証隠滅工作に及ぶ危険性は極めて高い。

弁護人は，保釈条件として，関係者との不接触，通話履歴及び電子メールの送受信履歴の提出等を挙げているものの，それらの条件をもってしても通謀を防ぐことができない。

したがって，被告人に，刑事訴訟法８９条４号に該当する事由があることは明白であり，この点，前回の保釈請求却下後も何ら変更はない。

**3　被告人については，刑事訴訟法９０条による裁量保釈も認めるべきではないこと等**

弁護人は，[redacted]医院では，勾留執行停止状態の患者を受け入れることはできないと回答され，精密検査を受けることができず，治療を開始する見込みもない旨主張しているが，検察官が[redacted]医師に確認したところ，令和２年１０月１６日の勾留執行停止は，終期が同日午後４時までであったことから，そのような短時間では精密検査等ができないというものであり，事前に同医院の医療安全管理室等において，必要な検査等から必要な期間等を調整等すれば，勾留執行停止状態の患者であっても受け入れるというものであった。

さらに付言すれば，被告人の保釈が許可された場合，自宅から直近の癌専門医療機関である[redacted]にて診察を受け，検査及び治療を開始する予定である旨主張しているのであるから，在所条件を自宅ないし同センターにするなどして勾留執行停止をすることによっても対応できるものである。

前述のとおり，本件事案の重大性や証拠関係，罪証隠滅の危険性が高いことからすれば，保釈条件及び相当高額の保釈保証金によっても，その危険を解消するのは困難なものであり，裁量保釈も認めるべきではない。

4　結論

以上のとおり，被告人には刑事訴訟法８９条４号に該当する事由があり，かつ，裁量保釈も認めるべきではないから，本件保釈請求は不相当であり，速やかに却下すべきである。

以　上

# 電話聴取書

令和２年１０月２０日

東京地方検察庁　検察官　検事　加藤和宏

１　電話聴取日時　令和２年１０月２０日午後１時２５分

２　電話の相手方 [redacted] 医院　消化器内科 [redacted]

３　聴取内容

弁護士には，令和２年１０月１６日に，その日には，精密検査などはできないとは伝えた。しかし，それは，その日の勾留執行停止が，その日の午後４時までであったことから，そのような短時間では精密検査などはできないということを伝えたものであり，事前に当医院の医療安全管理室等において，必要な検査等，必要な期間等を調整等すれば，勾留執行停止状態の患者であっても受け入れることはできる。

以　上

資　料10

令和２年特（わ）第８５８号　令和２年３月３１日公訴提起

令和２年特（わ）第１３２７号　令和２年６月１５日公訴提起

被告人　相　嶋　靜　夫

# 受診に関する報告書

令和２年１０月２１日

東京地方裁判所刑事部　御中

弁護人　河村　尚

令和２年１０月２１日，当職は，東京拘置所にて被告人と接見した際，被告人から以下のとおり聴取しましたので，ここにご報告いたします。

記

令和２年１０月２１日（水）午前９時頃，東京拘置所医務課所属の医師の診察を受けました。その際，同医師は，[redacted]医院から東京拘置所に対し，私の引受を断る旨の連絡があったと言っていました。

以上

資　料11

# 聴 取 報 告 書

令和２年１０月２６日

東京地方裁判所刑事部　御中

住　所　神奈川県[redacted]

[redacted]

氏　名　相嶋[redacted]　印

私は、下記被聴取者から、以下のとおり聴取しましたので、ここにご報告いたします。

１　聴取状況

聴取日時　　令和２年１０月２６日　午後５時頃から30分程度

被聴取者　　[redacted]病院　消化器内科　[redacted]　医師

（連絡先：[redacted]）

聴取場所　　[redacted]病院　外来診察室

２　聴取内容の要旨

診察・検査を行わないと断定はできませんが、進行胃癌であり、貧血症状が出ている場合、初診後そのまま入院となる可能性があります。

入院となった場合は２週間程度は必要になると考えられます。この間に出血源の治療し、全身状態を回復させた後、必要があれば更に検査を実施します。その後、

検査結果に応じて内視鏡による腫瘍切除もしくは外科手術を検討します。

しかし、転移がある場合は、放射線治療や化学療法（抗がん剤）となります。このような場合はさらに入院期間が延長します。なお、入院中は新型コロナウイルス感染症による院内感染防止のため、原則として面会が制限されます。

当院を受診するのであれば、私が担当医グループの１員となる予定です。

最短で１１月６日（金）に来て頂ければ、診察・検査を行うことができます。その場合、１１月４日（水）までに予約を確定させてください。

１１月６日（金）に来院された場合、当日行う検査等や所要時間は、以下のスケジュールのとおりです。

【スケジュール】

9:00　受付

10:00　診察、採血

11:00　上部消化管内視鏡検査　検査時間30分程度　麻酔からの覚醒に1時間程度を見込む

13:00　診察、診断結果の説明　診断結果に基づき下記検査を実施

14:00～　レントゲン、CT検査、心電図検査

ただし、このスケジュールは、あくまで予定、目安です。状況によっては大きく前後する可能性もあります。

以上

資料12

Google 東京拘置所 から[redacted]病院 車[redacted]km、[redacted]分

[redacted]

## 東京拘置所

〒124-8565 東京都葛飾区小菅１丁目３５−１

**小菅 から ２丁目 の 首都高速中央環状線/C2 に入る**

9分（2.8 km）

1. 東に進む

350 m

2. 右折して 伊藤谷橋 に向かう

[redacted]

500 m

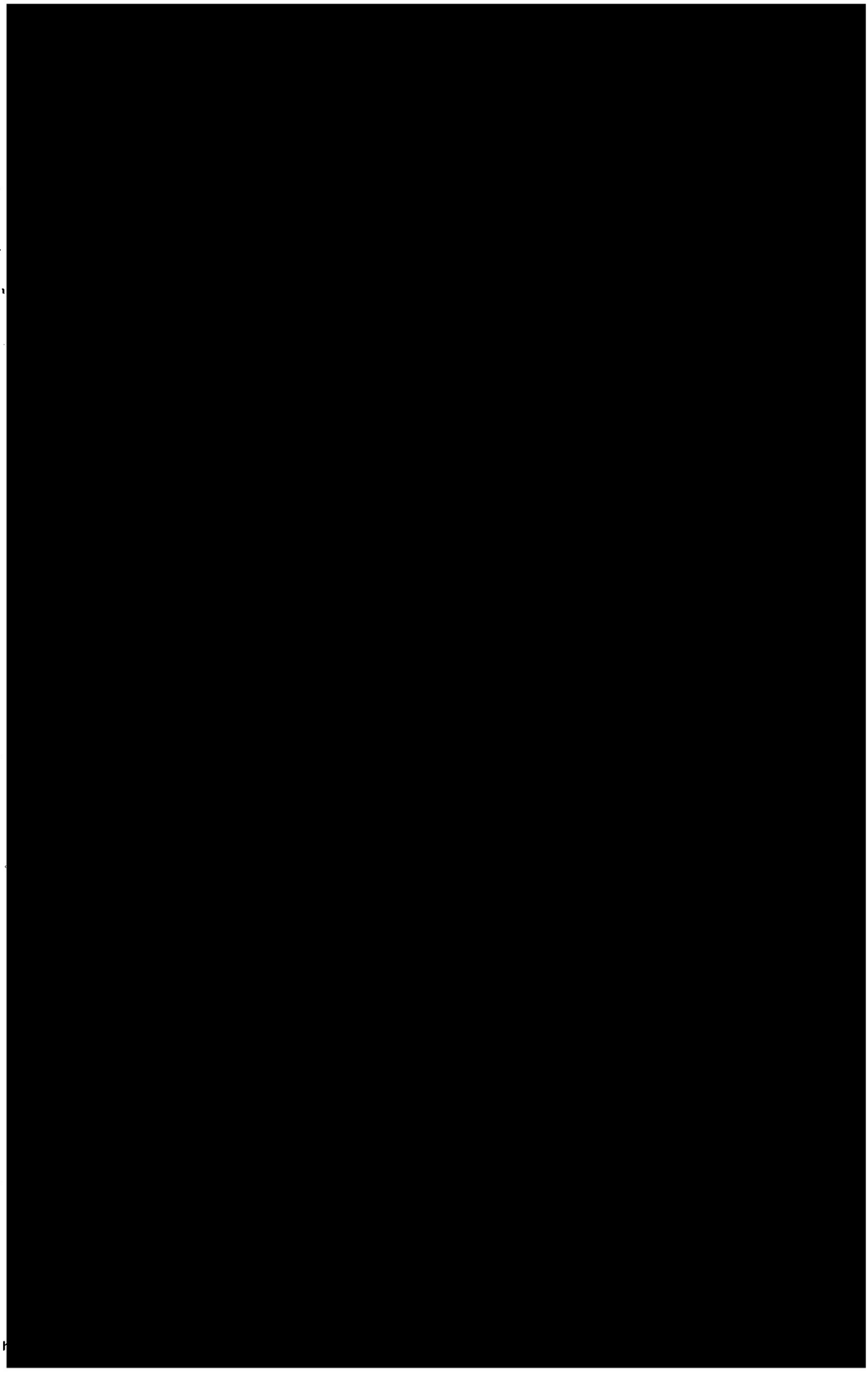

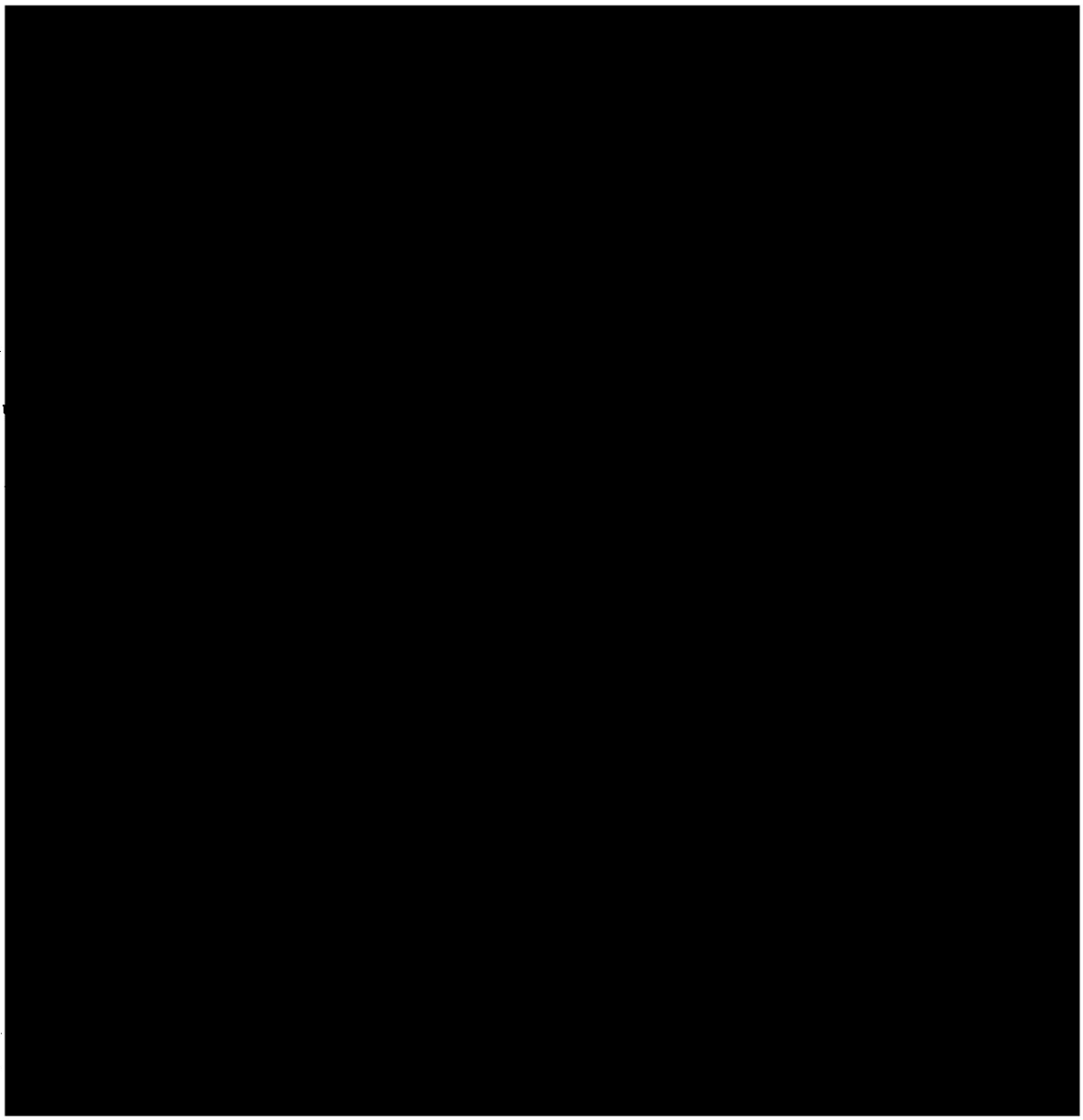

資料13

# 誓約書

令和2年10月26日

東京地方裁判所　御中

私は，現在，外国為替及び外国貿易法違反、関税法違反事件により勾留中ですが，勾留の執行停止がなされた場合は，付添人の監督に従い，執行停止期間中に事件の関係者と接触せず，裁判所の定めた条件を遵守すること，執行停止期間の終期までには必ず東京拘置所に出頭することを固く約束します。

住　所　静岡県[redacted]

氏　名　相嶋静夫

資料14

# 身元引受書

令和2年10月26日

東京地方裁判所刑事部　御中

被告人　　相　嶋　靜　夫

上記被告人は、外国為替及び外国貿易法違反、及び関税法違反被告事件について、東京拘置所に勾留されておりますが、勾留の執行停止がありました場合、私が被告人に付き添い、罪証隠滅、逃亡など決してさせないこと、執行停止の期間その他裁判所の指示に従わせることを誓約いたします。

（住所）静岡県[redacted]

（氏名）相嶋[redacted]

（被告人との関係）妻

資　料 15

令和２年特（わ）第８５８号　令和２年３月３１日公訴提起

令和２年特（わ）第１３２７号　令和２年６月１５日公訴提起

被告人　相　嶋　静　夫

# 接見報告書

令和２年１０月２６日

東京地方裁判所刑事部　御中

弁護人　河村　尚

令和２年１０月２６日，当職は，東京拘置所にて被告人と接見した際，被告人から以下のとおり聴取しましたので，ここにご報告いたします。

記

令和２年１０月１日（木）以降，液体状の栄養剤（ラコール）しか摂取できていません。そのせいか、ここ２週間ほど下痢が止まらず，ほとんど水のような大便が出ます。何度か大便を漏らしてしまいました。腹痛も常時おさまりません。

体重も，今年の３月に逮捕されたときは７４kgでしたが，現在は６０kg程度になっていまいました。

少し動いたり，上を向いただけで目眩がしますので，拘置所内での移動はすべて車椅子で行っています。

以上

[redacted]

資　料 16

[redacted]

# 入院患者さんへの面会について

当院では新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入院患者さんへの面会を制限しています。

●個室を利用されている患者さんについては、面会による感染拡大のリスクが低いことを考慮し7月6日（月）から以下の条件で面会を可能とします。

・体温が37.5℃未満で咳などの症状がないこと

・新型コロナウイルス感染症患者との接触の疑いがないこと

・14日以内の海外渡航歴がないこと

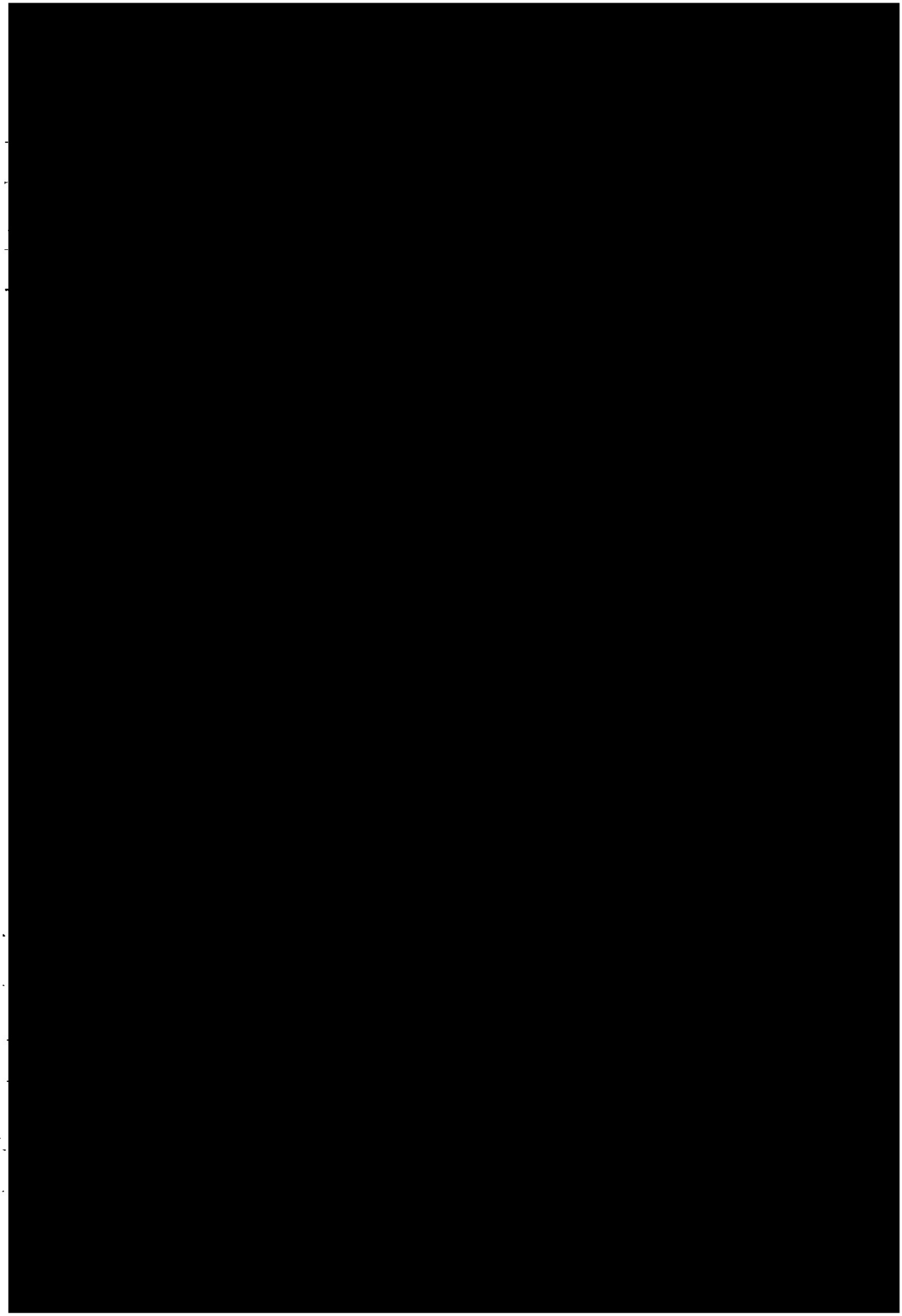

# 診　断　書

住　　所 [redacted]

氏　　名 相嶋 静夫　　（ 71 才）

生年月日　昭和 23 年 [redacted] 生

傷病名 #進行胃癌
#多発肝転移
#出血性貧血

付　　記

上記疾患のため、1ヶ月間入院での全身化学療法を要す。その後も治療経過評価のために最低6ヶ月間の当院での通院加療が望ましい。その間、出血による急変や化学療法の副作用が懸念されるため、通院時間以外は自宅での安静を要す。

腫瘍出血のコントロールが不良であれば手術療法も検討され、その場合は上記加療の限りではない。

上記の通り診断します。

令和 2 年 11 月 10 日

医療機関の所在地 [redacted]

医療機関の名称 [redacted]

消化器科

医師氏名 [redacted]

07783595

①令和２年特わ第８５８号　令和２年３月３１日公訴提起　同月１３日勾留
②令和２年特わ第１３２７号　令和２年６月１５日公訴提起　同年５月２８日勾留
（刑事第１３部係属）

# 勾　留　執　行　停　止　決　定

被告人　相嶋　静夫
昭和２３年[redacted]生

被告人に対する①②外国為替及び外国貿易法違反被告事件について，令和２年１０月２７日，主任弁護人小林貴樹，弁護人高田剛，同鄭一志，同河村尚及び同瀬川慶から勾留執行停止の申立てがあったので，検察官の意見を聴いた上，令和２年１１月５日午後２時から同月２０日午後３時まで勾留の執行を停止する。

釈放後は，次の指定条件を忠実に守らなければならない。これに違反したときは本決定を取り消されることがある。

指　定　条　件

1　被告人は，次の(1)又は(2)のいずれかの場所に在所しなければならない。
(1) [redacted] 被告人方
(2) [redacted]病院
2　逃げ隠れしたり，証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。
3　召喚を受けたときは，必ず定められた日時に出頭しなければならない（出頭できない正当な理由があるときは，前もって，その理由を明らかにして，届け出なければならない。）。
4　被告人は，本件事件関係者に対し，面接，通信，電話等による一切の接触をしてはならない。
5　被告人は，勾留執行停止期間中，被告人の妻である相嶋[redacted]の監督に従わなければならない。

令和２年１０月２８日
東京地方裁判所刑事第１４部
裁判官　本村理絵

これは謄本である。
同日同庁
裁判所書記官　山本典子

添付資料2

①令和２年特わ第８５８号　令和２年３月３１日公訴提起　同月１３日勾留
②令和２年特わ第１３２７号　令和２年６月１５日公訴提起　同年５月２８日勾留
（刑事第１３部係属）

# 勾留執行停止決定

被告人　相嶋　静夫
昭和２３年[redacted]生

被告人に対する①②外国為替及び外国貿易法違反被告事件について，令和２年１０月２７日，主任弁護人小林貴樹，弁護人高田剛，同鄭一志，同河村尚及び同瀬川慶から勾留執行停止の申立てがあったので，検察官の意見を聴いた上，令和２年１１月５日午後２時から同月２０日午後３時まで勾留の執行を停止する。

釈放後は，次の指定条件を忠実に守らなければならない。これに違反したときは本決定を取り消されることがある。

指　定　条　件

1　被告人は，次の(1)又は(2)のいずれかの場所に在所しなければならない。
(1) [redacted] 被告人方
(2) [redacted]病院
2　逃げ隠れしたり，証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。
3　召喚を受けたときは，必ず定められた日時に出頭しなければならない（出頭できない正当な理由があるときは，前もって，その理由を明らかにして，届け出なければならない。）。
4　被告人は，本件事件関係者に対し，面接，通信，電話等による一切の接触をしてはならない。
5　被告人は，勾留執行停止期間中，被告人の妻である相[redacted]の監督に従わなければならない。

令和２年１０月２８日
東京地方裁判所刑事第１４部
裁判官　本村理絵

これは謄本である。
同日同庁
裁判所書記官　山本典子

添付資料2

# 診　断　書

住　　所 [redacted]

氏　　名 相嶋 静夫　　（ 71 才）

生年月日　昭和 23 年 [redacted] 生

傷病名 #進行胃癌
#多発肝転移
#出血性貧血

付　　記

上記疾患のため、1ヶ月間入院での全身化学療法を要す。その後も治療経過評価のために最低6ヶ月間の当院での通院加療が望ましい。その間、出血による急変や化学療法の副作用が懸念されるため、通院時間以外は自宅での安静を要す。

腫瘍出血のコントロールが不良であれば手術療法も検討され、その場合は上記加療の限りではない。

上記の通り診断します。

令和 2 年 11 月 10 日

医療機関の所在地 [redacted]

医療機関の名称 [redacted]

消化器科

医師氏名 [redacted]

07783595